

# 市民活動を応援！

問い合わせ 地域連携課  
☎229-3110 FAX229-3366

地域の課題解決や地域振興などの公益的な活動に取り組んでいる団体や、これから取り組もうとしている団体を対象に、平成27年度の活動経費の一部を支援します。国や他の地方公共団体から財政的な支援を受けている団体は、対象になりません。

**応募方法** 地域連携課または各総合支所地域振興課にある申請書に必要事項を記入し直接窓口または、郵送、ファクス、Eメールで地域連携課(〒514-8611 住所不要、☒229-3110@city.tsu.lg.jp)へ ※申請書は津市ホームページからもダウンロードできます。

**締め切り** 5月29日(金)必着

**選考方法** 6月14日(日)13時から開催する公開審査会「市民セレクション」で、応募者によるプレゼンテーションを行い決定

## 市民活動団体設立等支援交付金

**対象** 市内に活動の拠点を置く次の団体

- ①本年度内にNPO法人の設立登記が完了する予定の市民活動団体
- ②2人以上の構成員で市民活動団体を設立しようとする、または、2人以上の構成員で設立後1年を経過していない市民活動団体

## 対象経費

- ①NPO法人の設立認証申請に要する経費
- ②公益的な活動を行う市民活動団体の設立に要する経費、または、設立後1年を経過していない市民活動団体の運営に要する経費。原則として飲食費、人件費は除く

**交付額** 対象経費の2分の1(最高10万円)

## 市民活動推進交付金

**対象** 構成員が2人以上で、市内で自主的な活動をしている自治会や市民活動団体(これまでに5回以上市民活動推進交付金を交付された団体を除く)

**対象経費** 応募団体が主体的に取り組む公益的な活動(個人活動を除く)に要する経費。原則として飲食費、人件費、活動組織の運営管理に関する経費を除く

**交付額** 対象経費の2分の1(最高20万円)

## 事業報告会を開催

昨年度の事業実施団体による報告会を開催します。応募の参考に、ぜひお越しください。

**とき** 5月24日(日)9時～

**ところ** 市本庁舎8階大会議室A

## 地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた地域のボランティアです。高齢者福祉、障がい者(児)福祉、児童福祉、母子・父子福祉、低所得者福祉に関して、市社会福祉事務所などと連携を図りながら、社会福祉の増進のために活動しています。

### 主な活動内容

- 福祉の支援が必要な人の把握
- 住民福祉の増進を図るための活動や相談、助言
- 福祉サービス利用の情報提供と援助
- 社会福祉施設などとの連携、支援
- 地域の児童問題の把握

※民生委員・児童委員には「守秘義務」があり、業務の中で得た個人情報や秘密は固く守られ

ています。お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員については、お問い合わせください。



香良洲地区で一人暮らし高齢者を支援している民生委員・児童委員の皆さん

問い合わせ 福祉政策課 ☎229-3283 FAX229-3334 各総合支所市民福祉課(福祉課)